株 主 各 位

東京都大田区羽田旭町11番1号

株式会社 荏原製作所

取締役 前田東一

第152期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第152期定時株主総会において下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申し上げます。 敬 具

記

報告事項1.第152期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。

2. 第152期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

- ・株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき、金30円 総額3,046,452,540円
- ・剰余金の配当が効力を生じる日 平成29年6月26日

なお、当社は平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。当社は株式併合前の平成28年9月30日を基準日として1株につき6円の中間配当金をお支払いしておりますので、第152期の年間配当金(36円)は、株式併合後に換算しますと、中間配当金30円、期末配当金30円を合わせた1株当たり60円に相当いたします。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、変更内容は後記の とおりであります。

第3号議案 取締役13名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に矢後夏之助、前田東一、宇田左近、並木正夫、国谷史朗、松原亘子、澤部肇、山崎彰三、佐藤泉、藤本哲司、辻村学、大井敦夫、津村修介の13氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、宇田左近、並木正夫、国谷史朗、松原亘子、澤部肇、山崎彰三、 佐藤泉の7氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

以 上

本総会終了後開催の取締役会の決議により、次のとおり執行役、代表執行役が選任、選定され、それぞれ就任いたしました。

代表執行役社長	前	\blacksquare	東	_	*	執	行	役	飯	島		久
執 行 役 専 務	辻	村		学	*	執	行	役	長	峰	明	彦
執 行 役 専 務	大	井	敦	夫	*	執	行	役	宮	下	俊	彦
執 行 役 常 務	野	路	伸	治		執	行	役	勝	岡	誠	司
執 行 役 常 務	木	村	憲	雄		執	行	役	喜	\blacksquare	明	裕
執 行 役 常 務	浅	見	正	男				(※は取約	帝役で	あり	ます。)
執行役常務	市	原		昭								

以上

定款変更内容

(下線は変更部分を示します。)

	() 原体交叉型の とかしより。 /						
旧定款	新 定 款						
第1条~第11条 (条文省略)	第1条~第11条 (現行どおり)						
(招集)	(招集)						
第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招	第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招						
集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時こ	集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時こ						
れを招集する。	れを招集する。						
(定時株主総会の基準日)	(定時株主総会の基準日)						
第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎	第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎						
年 <u>3</u> 月31日とする。	年 <u>12</u> 月31日とする。						
第14条~第35条 (条文省略)	第14条~第35条 (現行どおり)						
(事業年度)	(事業年度)						
第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月	第36条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31						
31日までの1年とする。	日までの1年とする。						
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当の基準日)						
第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日と	第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日						
する。	とする。						
2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日と	2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日と						
する。	する。						
3 (条文省略)	3 (現行どおり)						
第38条~第39条 (条文省略)	第38条〜第39条 (現行どおり)						
(新設)	附則						
	第1条 第36条(事業年度)の規定にかかわらず、第153						
	期事業年度は、平成29年4月1日から平成29年						
	12月31日までの9ヵ月間とする。						
	第2条 第37条(剰余金の配当の基準日)第2項の規定に						
	かかわらず、第153期事業年度の中間配当を行						
	う場合の基準日は、平成29年9月30日とする。						
	第3条 前2条及び本条は、第153期事業年度の終了を						
	<u>もって、これを削除する。</u>						

配当金のお支払いについて

本総会の決議に基づき、期末配当金は、1株につき30円(税込)をお支払いすることになりました。

つきましては、同封の「期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局で取扱期間中(平成29年6月26日から平成29年7月31日まで)にお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」及び「お振込先について」 を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方 法について」を同封いたしておりますのでご確認ください。

なお、「期末配当金領収証」により配当金をお受け取りになられる方にも、「配当金計算書」を同封いたしておりますので、ご確認ください。「配当金計算書」は、配当金額の ご確認や確定申告の資料としてご利用いただけます。

以上